

令和5年度

広島県教育委員会職員（学芸員）採用選考試験

第1次試験 専門試験

受験番号	
------	--

問1 博物館の設置及び運営について規定した博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）第3条について、（ ）の中に適切な語句を入れなさい。（同一番号の箇所には同一語句が入る。）

（博物館の事業）

第3条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び（ ① ）すること。
 - 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で（ ① ）すること。
 - 三 博物館資料に係る（ ② ）的記録を作成し、公開すること。
 - 四 一般（ ③ ）に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
 - 五 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 - 六 博物館資料の保管及び（ ① ）等に関する技術的研究を行うこと。
 - 七 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 - 八 博物館資料に関する（ ④ ）、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
 - 九 当該博物館の所在地又はその周辺にある（ ⑤ ）保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける（ ⑤ ）について、解説書又は目録を作成する等一般（ ③ ）の当該（ ⑤ ）の利用の便を図ること。
 - 十 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
 - 十一 （ ⑥ ）その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。
 - 十二 （ ⑦ ）、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互（ ⑧ ）、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
- 3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、（ ⑦ ）、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化（ ⑨ ）（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする（ ⑨ ）をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の（ ⑩ ）の向上に寄与するよう努めるものとする。

問2 以下の文は、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成23年12月20日文科省告示第165号)の第10条及び第11条である。()の中に適切な語句を入れなさい。(同一番号の箇所には同一語句が入る。)

第10条 博物館は、事業を実施するに当たっては、(①)、障害者、乳幼児の(②)、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、(③)による(④)資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する(⑤)等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの(④)資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

第11条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の(⑥)教育施設その他これらに類する施設、(⑥)教育関係団体、関係(⑦)機関、(⑥)教育に関する事業を行う法人、(⑧)事業者等との緊密な連携、協力を努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、(⑨)及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の(④)、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は(⑩)その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

- 問3 (1) ハンズ・オン展示とはどのような展示であるか、また、何を狙いとした展示であるか。80～120字で記述しなさい。
- (2) あなたが学芸員として、考古学に関するハンズ・オン展示を行うことになった場合、どのような展示を行いたい。展示を行う際に、利用者への配慮や使用する資料等で留意すべき点も含め、具体例を挙げながら200～400字で自由に記述しなさい。

問4 次の出土品は国または広島県指定の重要文化財である。これらの中から3つを選び、それぞれ150～250字で概要と学術的価値を説明しなさい。

- ① 安芸福田木ノ宗山出土青銅器
- ② 広島県草戸千軒町遺跡出土品
- ③ 広島県矢谷古墳出土品
- ④ 広島県安芸国分寺跡土坑出土品
- ⑤ 迫山第一号古墳出土品

問5 あなたは、ある遺跡の記録保存調査担当者であり、その遺跡範囲の一部で遺構検出作業を行ったところ、土坑1基が見つかった。この土坑1基の調査手順を280～320字で説明しなさい。

問6

次の5つの文章は、埋蔵文化財の行政手続きを示したものである。これらの文章の正誤を選択しなさい

- (1) 工事計画地内に周知の埋蔵文化財包蔵地がある場合、民間事業者は工事着工の60日前までに工事計画を所管の文化財担当部局へ届け出ないといけない。
- (2) 工事中に埋蔵文化財を発見したが、その土地が周知の埋蔵文化財包蔵地でない場合は、行政手続きを所管の文化財担当部局と行うことなく工事を続行できる。
- (3) 大学の考古学研究室が学術目的の発掘調査を行う場合、この発掘調査に係る事前の行政手続きを所管の文化財担当部局と行う必要はない。
- (4) 市町村の教育委員会が、当該市町村内に所在する国指定史跡の保存目的の発掘調査を行う場合、この発掘調査に係る事前の行政手続きは必要ない。
- (5) 都道府県教育委員会が実施する記録保存調査で弥生時代の遺物が見つかった。その場合、都道府県教育委員会は、発見した旨を所管の警察署へ通知しなければならない。

問7 次の用語のうち5つを選び、それぞれ80字～120字で概要を説明しなさい。

- ① 白滝遺跡群
- ② 青谷上寺地遺跡
- ③ こうもり塚古墳
- ④ 多賀城跡
- ⑤ 高輪築堤跡
- ⑥ 土偶
- ⑦ 石包丁
- ⑧ 装飾古墳
- ⑨ 円面硯
- ⑩ 畝状空堀群（畝状縦堀群）

【メモ用紙】